

市町村立小中学校・義務教育学校版
学校再開に向けたガイドライン
（新型コロナウイルス感染防止対策）
～Ver.1～

令和2年5月22日
埼玉県教育委員会

はじめに

児童生徒の安全を確保することは重要ですが、現状では学校における感染リスクをゼロにすることは困難な状況です。他方、学校の休業期間は3ヵ月間にも及びこのような状況がこれ以上継続してしまうと児童生徒の学びの保障や心身の健康等に深刻な影響が生じることになります。

県教育委員会では、国の新型コロナウイルス対策基本的対処方針や文部科学省によるガイドライン、県内の感染状況等を踏まえ、学校における感染拡大リスクを可能な限り軽減しつつ、分散登校等の方法により、段階的に実施可能な教育活動を再開することといたしました。

つきましては、児童生徒の安全の確保及び学力保障の充実に留意し、「市町村立小中学校・義務教育学校版 学校再開に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染症防止対策）～Ver.1～」を作成しましたので、各市町村教育委員会においては、本ガイドラインを参考に、市町村の状況を踏まえ、適切に対応するようお願いいたします。

目 次

I 感染症対策の徹底について	1
1 児童生徒、教職員への指導について	
(1) 基本的な感染症対策の実施	
(2) 集団感染のリスクへの対応	
(3) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導	
2 校内の環境衛生管理について	
(1) 共用箇所の消毒	
(2) 校舎内のゾーニング	
(3) 来校者への対応	
3 組織体制の整備について	
II 教育活動上の留意点について	5
1 学校再開時の学校運営について【学校生活】	
(1) 分散登校	
(2) 登下校	
(3) 各教科等の指導	
(4) 学校給食	
(5) 休み時間	
(6) 清掃	
(7) 学校行事	
(8) 部活動	
(9) 身体測定・健康診断	
2 学校再開時の学校運営について【その他配慮事項】	
(1) 特別な教育的支援を要する児童生徒への対応	
(2) 日本語指導を必要とする児童生徒への指導	
(3) 特に配慮を要する子供たちへの対応	
(4) 学校図書館の活用	
(5) 出欠の取扱い	
(6) 臨時休業期間中の学習評価の在り方	

Ⅲ 授業の遅れに対する学習の保障について	14
1 休業期間終了後の授業の確保について	
(1) 時間割編成の工夫	
(2) 行事及びその他の取組の縮減	
(3) 夏季休業の短縮等	
2 家庭学習の充実について	
(1) 家庭学習の充実	
(2) ICTの活用	
3 授業等における配慮事項について	
Ⅳ 心のケア等に関することについて	17
1 心のケアについて	
(1) 児童生徒の理解・心のケア	
(2) 自殺予防への取組	
(3) 児童生徒の不登校等への対応	
(4) 相談窓口	
2 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめについて	
(1) 感染者等に対する偏見や差別、いじめ	
(2) SNS上の書き込み等	
3 児童虐待への対応について	
Ⅴ 教職員の勤務・サービス、健康管理について	19
1 教職員の勤務・サービスについて	
(1) 教職員が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となった場合等のサービス	
2 教職員の健康管理について	
(1) 日々の健康管理	
(2) 体調不良時の対応	
Ⅵ 感染者が判明、または濃厚接触者が特定された場合の対応について	20
1 新型コロナウイルス感染者発生時の対応	
2 臨時休業を検討する際の判断要件	
3 濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）	

I 感染症対策の徹底について

1 児童生徒、教職員への指導について¹

(1) 基本的な感染症対策の実施

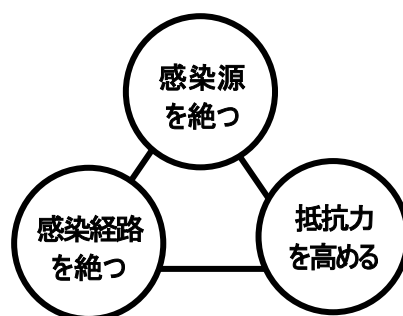
ア 感染症対策のポイント

感染源を絶つ行動

- ◎発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒は、自宅で休養（出席停止）
- ◎家庭と連携した健康観察
- ◎学校に入る前の検温 等

3つの徹底

- ◎手洗い
- ◎咳エチケット
（マスクの着用）
- ◎校舎内・共有物の消毒 等



規則正しい生活

- ◎十分な睡眠
- ◎適度な運動
- ◎バランスの取れた食事 等

※国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22 Ver.1)第2章2.「基本的な感染症対策の実施」参照

イ 事前に家庭に確認（周知）をしておくこと

- ・体調不良（発熱、咳等の風邪の症状、倦怠感がある等）の場合、登校させない。なお、発熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「出席停止」となることも併せて周知しておく。
- ・登校前に、健康観察カードを活用した検温、健康観察、体調管理を徹底する。（検温は、朝・夕に実施する。）また、同居の家族の健康管理にも（検温等）協力を依頼する。
- ・登校時に健康状態が確認できない場合は、学校で教室に入る前に検温及び健康観察を実施する。
- ・登校後の体調不良となった場合には、速やかに迎えに来てもらう。（原則、公共交通機関利用を避ける。）
- ・感染が疑われる（濃厚接触者、PCR検査等の対象者になる等）場合には、学校へ速やかに連絡する。
- ・外出する際には日ごろからマスクを着用し、近距離での会話等を避けるよう徹底する。
- ・規則正しい生活リズムで過ごし、体調を整え、健康管理に努める。

¹ 令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」参照

ウ 学校で発熱等の体調不良を確認した場合の対応

- ・当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。(指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録)
- ・安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。

◆体調不良者への対応具体例

- 体調不良者が声を上げやすい雰囲気作りを行う。
- 教職員は、毎時間ごとに健康観察を行い、体調不良者の早期発見に努める。
- 体調不良者を把握した際には、保健室にインターホン等で連絡をしたうえで、その後の対応を確認する。
- 児童生徒には、体調不良者の付き添いをさせない。
- 応急処置にあたる養護教諭・教職員は、感染により注意して対応にあたる。(必要に応じて、手袋・ガウン・フェイスシールド・防護メガネ等を活用することも検討する。)

(2) 集団感染のリスクへの対応

ア マスクの着用の徹底

- (ア) 登下校中及び校内では、飛沫防止の観点から、マスクを着用させる。
- (イ) 特に近距離での会話や発声時、公共交通機関利用時はマスクの着用を徹底させる。

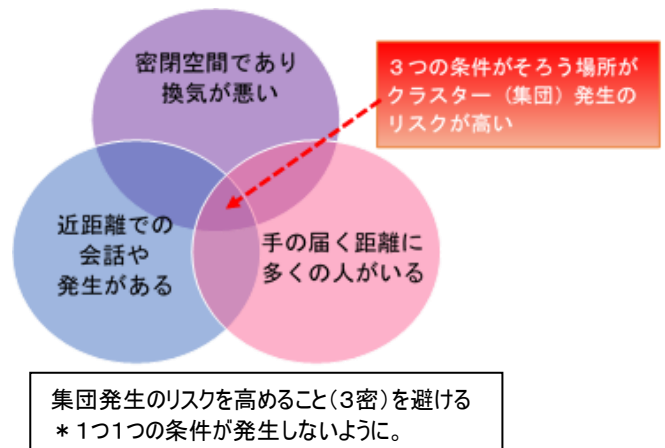
※熱中症等の防止対策として、児童生徒にはこまめに水分補給をさせ、健康状態を把握する。

イ 「3つの密」の回避の徹底

- (ア) 換気の悪い密閉空間は避ける ⇒ 換気の徹底 (こまめに換気)
 - ・可能な限り、常時2方向の窓を開放する。
 - ・エアコンの使用時も換気を行う。
 - ・環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぐ。
- (イ) 多くの人々が密集する場所を作らない ⇒ 身体的距離 (1 m以上) の確保

- ・不必要な身体接触を避ける。
(握手や手つなぎ、ハイタッチ等)
- ・並び方や座席の配置等を工夫する。
(1 m以上の間隔を開ける)
- ・学年集会などにおいても、身体的距離を確保する。
(広いスペースが確保できる場所)

- (ウ) 近距離での会話や発声などの密接場面を作らない。



- ・授業時や昼食時は、対面にならないようにする。
- ・廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法（左側通行など）を定める。

ウ 手洗いの徹底

(ア) 流水と石けんによるこまめな手洗いの励行

- ・手洗いのタイミング ⇒ 外から教室に入るとき、トイレの後、給食（昼食）の前後など
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない。
- ・必要に応じてアルコールを含んだ手指消毒液を活用する。

※石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどの配慮をする。

(3) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

ア 児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けさせるとともに、これらの感染症対策について、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等※を活用し、発達段階に応じた指導を行う。

※ https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ 接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導する。

2 校内の環境衛生管理について

(1) 共用箇所の消毒

- ア 教室やトイレなど、特に多くの者が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行う。
- イ 消毒作業については、教職員が原則実施する。
- ウ 消毒用エタノールだけでなく、入手しやすい次亜塩素酸ナトリウム液も積極的に活用する。

(参考) 厚生労働省及び経済産業省リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

(2) 校舎内のゾーニング

- ア 廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法（右側通行など）を定める。
- イ 検温等を未実施の児童生徒には健康観察を実施する。その際、検温及び健康観察を行う場所は、校舎外や専用の部屋を用意するなど工夫して実施することが望ましい。
- ウ 体調不良者の使用するトイレも専用とすることが望ましい。

【保健室について】

- 保健室は、体調不良者のほか、外科的な応急処置、健康相談、保健指導等を行う場である。保健室の機能を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症が疑われる児童生徒・教職員への対応は、専用の部屋を用意することが望ましい。
- 専用の部屋を用意することが難しい場合は、保健室内を可動式パーテーションで区切ったり、入口を分けたりするなどし、感染区域と非感染区域を分けて対応を行う（ゾーニング）。
- 健康相談・保健指導は時間を指定して実施することも検討する。

（3）来校者への対応

- ア 氏名や来校時間、連絡先等を記入させ、マスクの着用を徹底させる。
- イ 来客者の待機場所は、間隔をあけて椅子を置くなど、ソーシャルディスタンスをとるようにする。
- ウ 主に事務室が対応となるため、事務職員の対応方法についても工夫する。

【事務室の工夫例】

- 飛沫感染防止のため、カウンターをビニールシート等で仕切る。
- 事務職員はマスク着用で対応する。
- 窓口に手指用消毒液を用意し、来校者にも利用いただく。
- 窓口カウンターを、定期的に消毒する。 等

3 組織体制の整備について

- （1）教職員で情報交換を行い、共通理解を図るとともに、緊急時の連絡体制を確認しておく。
- （2）学校医及び学校薬剤師などと連携した管理体制を整える。

II 教育活動上の留意点について

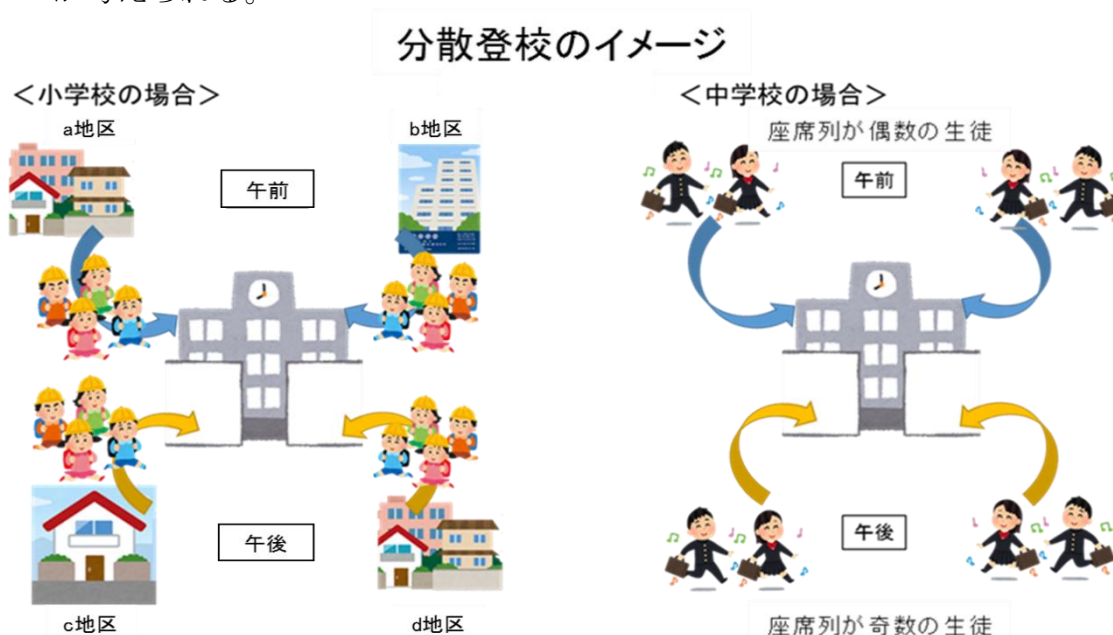
1 学校再開時の学校運営について【学校生活】

(1) 分散登校

ア 分散登校の実施

3月からの臨時休業に伴い、児童生徒の学習習慣、生活習慣が家庭により異なる状況がある。また、児童生徒や保護者の感染拡大への不安等を軽減する目的から、分散登校等を実施する。

- ・その際、密集・密接を避ける観点から、例えば以下のような形態での登校が考えられる。



- ・国が示しているとおり²、今年度在籍している最終学年（小学校6年生、中学校3年生）は、次年度以降を見通した教育課程編成が認められておらず、履修修了が他学年よりも強く求められる。また、小学校1年生は学校生活に円滑に慣れさせる必要がある。そのため、これらの学年を、優先的に登校させることも考えられる。
- ・各市町村教育委員会が学校の運営状況、市町村内の新規感染者数の状況、通常の教育活動の再開に係る保護者の理解等を十分に参酌・評価しつつ、登校日数を段階的に増やすことや通常登校を実施することも可能である。
- ・登校日数の増加や通常登校の実施について、保護者に十分な理解が得られるよう、これらに係る方針や手順等を検討しておくとともに状況に応じて柔軟に対応する。

² 令和2年5月1日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」参照

イ 分散登校の取り組み方

- (ア) 学校再開に当たり、感染症拡大防止の観点から、身体的距離（1 m以上）を確保するため、当面の間、通常のクラスの半数（20名程度）を基本とする。

(モデル例) ※5月末まで準備登校を行い、その後第1段階として6月1日から分散登校をした場合のモデル例

	第 1 段 階			第 2 段階
	(2 週 間 程 度)		(1 週 間 程 度)	
	分散登校①	分散登校②	分散登校③	通常登校
一人当たりの登校頻度	3日に1回	2日に1回	午前午後のみ	1日
授業日の取り扱い	授業日に含む			

(イ) 「分散登校」に関する出欠の取扱い

- ・学年毎に登校日を設定する場合は、登校の対象である学年は授業日数に含み、登校の対象でない学年は授業日数に含まない。
 - ・学年の一部に登校日に設定する場合は、当該学年の授業日数に含み、登校の対象である児童生徒については出欠を記録するとともに、登校の対象ではない児童生徒については、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- (ウ) 保護者から学校を休ませたいと相談された際の対応³

- ・まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。
- ・その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路のわからない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席としない場合もあり得ると考えられる。
 （「非常変災等児童又保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について柔軟に判断することとなる。）

³ 令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」参照

(2) 登下校

ア マスクを着用して登下校させる。

- ・マスクがない者や忘れた者が登校した場合に備え、校内で対応方法を共通理解しておく。
- ・マスクを触らないように指導を徹底する。

イ 分散登校の活用

- ・当面の間、学年ごとや地区ごとに登校時間に差を設けて登校させる。
- ・家庭、地域、関係機関（警察等）との連携・協力による登下校指導を行う。
- ・小学校では、特に新入生に対する指導を次のように徹底し、交通事故や不審者対応などに対する指導を徹底する。

<新入生に対する指導例>

- ・登下校時のグループ編成の工夫
- ・徒歩通学時の等間隔、一列歩行や不要な会話の禁止
- ・高学年児童と同じ時間帯にした登下校

ウ 公共交通機関やスクールバス等を利用する際は、マスクの着用を徹底し、近距離での会話を控えさせる。

エ 登下校後に、石けんによる手洗いを徹底する。

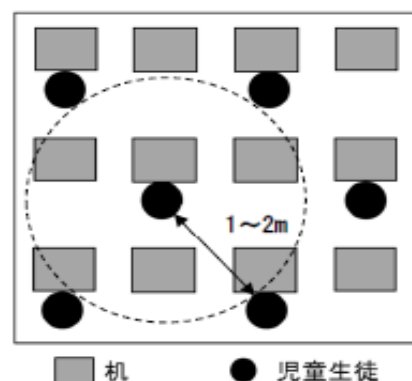
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない。

オ 下校時は、グループごとに時間帯を設定して下校させるなどの工夫により、校門や昇降口等での密集が起こらないようにする。

(3) 各教科等の指導

ア 全体に関する内容

- ・始業前や授業開始時に健康観察を実施する。
- ・教職員・児童生徒はマスクを着用する。
- ・身体的距離(1 m以上)を確保するため、当面の間、通常クラスの半数(20名程度)を基本とする。
- ・座席配置は右図を参考にする。
- ・熱中症の防止対策として児童生徒にはこまめに水分補給をさせるとともに健康状態を把握する。
- ・共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒し、使用する前後で手洗い徹底させる。
- ・当面の間、少人数による話し合い、教え合いなどは可能な限り控える。実施する場合には、ソーシャルディスタンスを確保しながら行う。



イ こまめな換気

- ・可能な限り、2方向の窓を開放する。
- ・エアコンの使用時もこまめに換気を行う。
- ・換気の程度は必要に応じて学校薬剤師に相談する。

ウ 教科指導上の留意点

<感染リスクの高い学習活動>

各教科等の指導については、リスクの低い活動から徐々に実施すること。各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる（「★」は特にリスクの高いもの）。

- ★各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ★音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ★家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ★体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

<指導上の留意点>

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせる。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断する。
- ・体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、できるだけ屋外で実施する。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- ・体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、感染リスクを避ける ためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど令和2年5月21日付け教保体第252号を踏まえた取扱いとする⁴。
- ・水泳については、令和2年5月22日付け教保体第255号⁵を参照する。

⁴ 令和2年5月21日付け教保体第252号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」参照

⁵ 令和2年5月22日付け教保体第255号「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて（通知）」

(4) 学校給食

市町村によって、学校運営がどういった段階にあるかは異なることから、学校給食の実施については各市町村教育委員会の判断とする。

学校給食を実施するに当たっては、国の通知⁶に示したもののほか、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられること。また、それらが困難な場合に、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられる。

なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられる。

「学校再開後の場面ごとの対策」を参照しつつ、感染防止対策を徹底する。

<給食指導における留意点>

- 手洗い場の密集を避けつつ、石けんによる手洗い、マスクの着用をさせる。
- 配膳については、児童生徒が担当するものを限定したり、教員が中心に行ったりするなど工夫をする。
- 対面にならないように指導を徹底する。
- 可能な限り会話を控えるよう指導する。
- 配膳室が密にならないように入室人数を制限するなどの工夫を行う。

(5) 休み時間

ア 廊下や階段においての接触や手洗い場の密集を避けるため、休み時間をずらしたり右側歩行を徹底したりする。

イ 教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行う。

ウ 必要のない他の教室や他学年のフロアには行かせない。

エ 外から教室に入るときやトイレの後などには、石けんによる手洗いをさせる。

(6) 清掃

ア 清掃場所は必要最低限とし、特にトイレや体調不良者が発生した教室、密閉となる場所は清掃させない。

イ マスクを着用し、必要最低限の指示以外の発言はしないで取り組ませる。

ウ 清掃は、短時間で終了できるように工夫する。

エ 可能な範囲で教室等の入口や窓を開けて行う。

オ 終了後は、石けんによる手洗いをさせる。

⁶ 「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知別添1）及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月17日改訂版）」（令和2年4月17日付け文部科学事務次官通知別添）参照

(7) 学校行事

感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い活動となることについては、以下のような対応をする。

ア 全校集会や学年集会、文化的行事等

「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しない。

- ・換気の悪い密閉空間は避ける：換気の徹底（こまめに換気）
- ・多くの人々が密集する場所を作らない：身体的距離（1 m以上）の確保
- ・近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

イ 運動会・体育祭、体育的行事等

当面の間、実施する場合においては、開閉会式、競技中、応援中を問わず、「密」の状態にならないように競技内容や運営方法を検討する。

ウ 校外行事

実施する場合は、行事の目的、児童生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなど慎重に判断し実施する。

(8) 部活動

ア 通常登校が再開されるまで、実施しない。なお、実施する際には、家庭への確認を丁寧に行うなど生徒一人一人の健康状態をしっかりと把握する。

イ 通常登校後の、当面の実施方法は以下のとおりとする。

- ・生徒の体力等の状況を考慮して、再開当初の活動を週3日程度かつ1回の活動を60分程度とする等、活動の頻度や強度を落とした計画を立てる。
- ・活動の内容について、身体接触を伴う運動や活動及び更衣や準備の時間に「3密」となる状況を避けるための工夫を行うとともに、1（3）各教科等の指導を十分に踏まえて検討する。
- ・生徒の参加については、活動計画等を保護者と生徒に周知し、生徒に対して参加を強制することは絶対にしない。

ウ 部活動の活動場所については、屋外の実施が望ましい。

- ・屋内で行う場合は窓を全開することや道具の消毒等を徹底するとともに、十分な身体的距離を保てるように少人数での活動とする。
- ・多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や、大声を出す活動は絶対に避ける。

エ 部活動を再開するに当たっては、近隣の病院の状況を考慮し、熱中症や不慮の事故等への対応の可否について確認する。

(9) 身体測定・健康診断⁷

- ア 学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなど、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合は、今年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施する。
- イ 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施する。
- ウ 健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得る。
- エ 特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。

2 学校再開時の学校運営について【その他配慮事項】

(1) 特別な教育的支援を要する児童生徒への対応について

特別支援学級や通級指導教室に在籍する児童生徒については、段階的な登校日の設定や変則的な時間割編成に伴う当該児童生徒への身体的・心理的な影響に特に配慮し、機械的に登校日の設定等を行うこととはせず、当該児童生徒の実態等を踏まえた丁寧な指導を行う。

ア 教育支援プラン

- ・児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、教育支援プランの精査や見直しを行う。特に、新入学の児童生徒について、個別の指導計画等を作成していない場合は、保護者等と連携し実態を把握し作成する。
- ・今年度は、教育支援プランの作成時の目標に対する評価を3月に行うことを基本とし、保護者の理解を得るとともに、作成に当たっては保護者と連携を図り、随時達成状況を伝えるよう努める。

イ 支援籍、交流及び共同学習

- ・支援籍の実施にあたっては、学校再開後に9月からの実施に向けた計画を作成する。その際には、各市町村で学校の再開状況が異なることにも十分留意した上で、実施相手校と丁寧に相談していく。また、直接交流だけでなく間接交流も含めて実施するなど受け入れ先等の状況も踏まえて検討する。
- ・交流及び共同学習の実施にあたっては同様に対応する。当面の間、多くの児童生徒が参加する交流会は中止とする。なお、ICTを活用した交流方法の工夫などを検討する。

⁷ 令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」参照

(2) 日本語指導を必要とする児童生徒への指導

各教科等の内容を適切に理解する上では、日本語を適切に理解し、使用する能力が不可欠であることから、日本語指導を必要とする児童生徒については、当該児童生徒の実態等を踏まえた丁寧な日本語指導を行う。

(3) 特に配慮を要する児童生徒への対応

臨時休業や分散登校を行っている期間中であっても、虐待を受けている児童生徒をはじめとする要保護児童等、特に配慮を要する児童生徒については登校させたりするなどきめ細かな対応のための工夫を行う。

(4) 学校図書館の活用

学校図書館については、感染症対策を徹底した上で、貸出等を行うことが望ましいことのほか、特に時間帯により休業の対象となる児童生徒が変わる場合において、学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられる。

(5) 出欠の取扱い等

ア 学校の全部を休業とする場合

- ・学校の全部を休業とする場合、任意の登校日は指導要録上の「授業日数」には含まないものとして取り扱う。
- ・任意の登校日における学習活動については、学習評価に反映することができる⁸。
- ・登校しなかった児童生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益に取り扱われることのないよう配慮する。
- ・任意の登校日で実施した学習活動で、一定の要件を満たす場合には、学校の再開後に再度授業において取り扱わないこととすることができる。
- ・一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じる。

イ 学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とする場合、最終学年等の児童生徒を優先させて登校させ、その他の児童生徒は休業とすることなどが考えられるが、児童生徒の出欠の取扱いについては、以下のとおりとなる⁹。

- ・学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒に

⁸ 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和2年4月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知)2(2)参照

⁹ 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成31年3月29日初等中等教育局長通知)別紙参照

については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

- ・ 出欠を記録する際には、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への必要な配慮（個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課す等）を行う。

ウ 感染予防のための欠席の取扱いについて

学校再開にあたり、医療的ケアが日常的に必要であったり、基礎疾患等のある子供たちが感染予防のために欠席する場合や、保護者の意向により感染予防のために欠席にしたりする場合における出欠の取扱いについて配慮する¹⁰。

（6）臨時休業期間中の学習評価の在り方

臨時休業期間中に家庭学習を課した内容の理解度を把握するとともに、補習の要否等を判断するため、前年度分も含め臨時休業期間中に与えた課題に係る理解度を問うテスト等を実施する。

ただし、そのテストの結果のみによって評価を行うこととはしない。児童生徒の評価は、当該範囲に係るテストを改めて実施して理解度を把握した上で、家庭学習への取組姿勢等も含めて総合的に評価を行う。

¹⁰ 「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和2年4月10日付け2文科初第87号初等中等教育局長通知）の3（2）参照

Ⅲ 授業の遅れに対する学習の保障について

1 休業期間終了後の授業時数の確保

標準授業時数を結果的に満たすことができなくても、それをもって法令違反となるわけではないが、学校再開後に児童生徒に適切な学習指導を行うためには、一定の授業時数の確保が必要である。そのため、各市町村及び各学校の状況に応じて、時間割編成の工夫、学校行事等の精選、長期休業期間の短縮等により、授業時数の確保を行う必要がある。

次に示す内容を踏まえて、授業時数の確保を行う。

(1) 時間割編成の工夫

週当たりの授業時数の増加やモジュール授業の実施等について検討する。例えば、1コマを40分や45分に短くしたり、朝の活動等を見直したりして、一日当たりの授業コマ数を増加させる工夫がある。

(2) 学校行事及びその他の取組の縮減

学校行事及び準備時間の縮減等の工夫について検討する。

(3) 夏季休業の短縮等

夏季休業期間等を授業日にすることや土曜日に授業を行うことを検討する。ただし、各学校の状況や児童生徒の発達の段階等を踏まえて対応する。

その際は、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った日数・時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮する。なお、土曜日に登校日を設ける場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に則り、適切に振替を行うことが必要となる。

児童生徒の評価を適切に行うことができるよう、各学期の期間の設定は、例年の慣行にとらわれず柔軟に行うことも考えられる。(例えば、夏季休業期間をまたいで1学期を設定することも考えられる。)

2 家庭学習の充実について

学校再開当初は分散登校による指導が行われるため家庭学習の支援を更に充実させる。通常登校となってからも、授業と家庭学習を関連付けて、学習内容の定着を図る。

(1) 家庭学習の充実

ア 全ての教科等において、今年度の指導計画等を踏まえた学習内容を教科書とそれを基にした学習プリント等の教材で計画的に家庭学習を課す。

- イ 家庭学習（予習や復習）と学校で実施する授業との関係を教員がまず整理し、家庭学習の目的を児童生徒に理解させた上で、授業計画を見直すなど、学習効果が一層上がるように工夫をする。
- ウ 県立総合教育センターHPの「家庭学習支援サイト」を参照し、教員が家庭学習課題を作成したり、児童生徒に学習動画を視聴させたりすることで、学びの充実を図ること。特に、中学校3年生については、同センターHP上ではテレビ埼玉で放送された授業動画もあるので、視聴させる。
- エ 家庭学習の実施状況や成果を確認し、必要に応じて一人一人に支援する。

（2）ICTの活用

- ア 課題の配布や回収についてICTを積極的に活用する。
- イ 家庭の通信環境を把握する。また、活用にあたっては、家庭環境や情報セキュリティに十分留意しながらも、家庭におけるICT機器の活用や、学校の端末の貸出し、パソコンルームの使用を認めるなど、活用できる資源を幅広く捉えつつ柔軟に対応する。

3 授業等における要配慮事項について

（1）年度当初に編成した教育課程を見直す場合には、新学習指導要領の趣旨に則り、以下の基本的な考え方に基づくようにする。

- ア 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）を意識した上で、「何を学ぶか」（指導すべき内容）を明確化し、今般の事態を受けた様々な環境変化を踏まえて「どのように学ぶか」（指導方法）を丁寧に見直す。
- イ 各教科等を通じて「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するものとする。
- ウ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫・改善を図ること。特に、グループ学習等が難しい地域においては、調べ学習などを重点化し、「主体的な学び」と「深い学び」の充実を図る。
- エ 保護者に加え、地域や家庭に対しても丁寧に説明を行い、子供たちの「学びの保障」のための取組方針について十分に認識の共有を図る。
- オ 地域の状況や児童生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるようカリキュラム・マネジメントを行う。

(2) 学校の授業における学習活動の重点化

個人でも実施可能な学習活動の一部を授業以外の場で行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の間合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化する。

※ 授業以外の場（放課後、休み時間、家庭学習等）において行う学習活動は、以下の点に留意する。

- ・ I C Tの活用を含む多様な学習活動を指導計画に位置付ける。
- ・ 学習指導員の活用や地域・家庭等との連携により、指導の充実を図り、その状況・成果を丁寧に把握する。
- ・ 内容の定着が不十分な児童生徒に対しては個別に指導を行う。

(3) 感染の可能性が高い学習活動は、以下の方法を参考にして、指導計画を見直して必要な措置を講じる。

- ・ 指導順序の変更
- ・ 授業時の事前・事後指導と、授業以外の場における学習の組合せ

IV 心のケア等に関することについて

1 心のケアについて

(1) 児童生徒の理解・心のケア

学校再開後の児童生徒は、長期の臨時休業中にさまざまな不安やストレスを抱えていることが懸念される。まずは、教職員が児童生徒の気持ちや不安を丁寧に理解し、寄り添った指導を行い、家庭との連携も図りながら、安心・安全な学校生活を送れるよう取り組む。

(2) 自殺予防への取組

休業明けの環境の変化により、精神的に不安定な状況から自殺者が増える傾向にある。学校における早期発見や見守りの取組、家庭における見守りの促進等を通じて、再開後の児童生徒の状況を的確に把握し、自殺予防対策を適切に行う。

(3) 児童生徒の不登校等への対応

不登校等に対する予防的対応を図り、現下の状況から児童生徒を理解し、人間味のある温かい指導が行えるように、指導のあり方や指導体制について改めて確認する。

また、これまでに学校復帰した不登校等児童生徒が、再び不登校等になることもあるため、当該児童生徒の家庭との連携を図り、学校再開後の受け入れ体制を再確認する。

なお、不登校等児童生徒への支援にあたっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく国の基本方針等を改めて確認のうえ、適切に対応する。

(4) 相談窓口

児童生徒は、長期の臨時休業中にさまざまな不安やストレスを抱えていることが懸念される。学校以外の相談窓口を周知するなど、児童生徒の心のケアに配慮する。

- ・「埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ」（リーフレット）

～困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう～

- ・困ったときの相談窓口（県HP）

（URL）<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyouikusoudan.html>

2 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめについて

(1) 感染者等に対する偏見や差別、いじめ

感染者を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信することは、児童生徒のプライバシーへの配慮を欠く行為である。また、医療・福祉従事者をはじめ、社会機能維持のために働く方々やその家族に対する感染症を理由とした偏見や差別などは、人権を侵害する行為である。それらの行為はいじめにつながる恐れもあることから、各学校においては、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、児童生徒の発達の段階に応じて適切に指導する。

また、いじめが発生した場合には通常の対応と同様に組織として対応する。

【感染予防のため「人との距離を適切に保つ」指導を行う際の配慮点】

児童生徒に対し、「人とは離れなければならない」と形式的に指導した場合、その意味を理解することなく、人と離れることが目的となった過剰な言動（例：「あっちに行け」等、仲間はずれやいじめにつながる言動）につながってしまう懸念がある。

したがって、指導に当たっては、「人との距離を適切に保つ」目的やその理由について丁寧に説明するとともに、場面に応じた指導を継続していくことが重要である。また、そのような言動があった場合には、適切に指導する。

(2) SNS上の書き込み等

ネット上の誹謗中傷などの掲載については、必要に応じて警察署などの関係機関に相談するとともに、ネットサービスの運営会社等への削除を依頼する。

- ※ 別に生徒指導課から発出した、令和2年5月22日付け教生指第75号「学校再開における児童生徒への適切な指導について（通知）」を参照し、内容の確認をする。

3 児童虐待への対応について

- (1) 臨時休業中に支援を必要とする児童生徒において対応を行っている場合には、学校再開後の当該児童生徒の登校状況や家庭状況等について、電話や面談等で保護者及び関係機関等との連携を図りながら、引き続き丁寧な状況把握に努める。
- (2) 上記以外の児童生徒についても、学校再開後に、臨時休業期間中の在籍児童生徒に関する児童虐待事案を発見した場合には、児童福祉担当課及び市町村の要保護児童対策地域協議会、市町村教育委員会等の関係機関へ連絡・情報共有し、連携した対応に努める。また、事案の内容に鑑みて緊急対応が必要な場合は児童相談所への速やかな通告等、迅速に対応する。

V 教職員の勤務・サービス、健康管理について

1 教職員の勤務・サービスについて

(1) 教職員が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となった場合等のサービス¹¹

- ・教職員に風邪症状がある場合：出勤を自粛（特別休暇：交通遮断休暇）
- ・教職員と同居している親族等に風邪症状がある場合：出勤を自粛（特別休暇：交通遮断休暇）
- ・教職員が保健所、医療機関等から新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断された場合（無症状の場合）：出勤を自粛（職専免の承認）
- ・教職員が濃厚接触者として停留措置を受けた場合：出勤不可（特別休暇：交通遮断休暇）
- ・教職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する就業制限の対象になった場合：出勤不可（職専免の承認）

※今後の感染症の状況等に応じて、適宜見直しを図っていく。

2 教職員の健康管理について

(1) 日々の健康管理

朝夕自宅で検温し、風邪症状など自身の体調変化についての確認を行い、発熱や風邪症状がないことを確認してから出勤する。

(2) 体調不良時の対応¹²

ア 決して無理せず出勤を自粛し、自宅で休養する。

イ 出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し、他の者との接触を避け、速やかに帰宅する。

¹¹ 令和2年3月4日付教県第1041-2号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の休暇の取扱いについて（通知）」、令和2年3月4日付教県第1042-2号「新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等及び感染予防の徹底について（通知）」参照

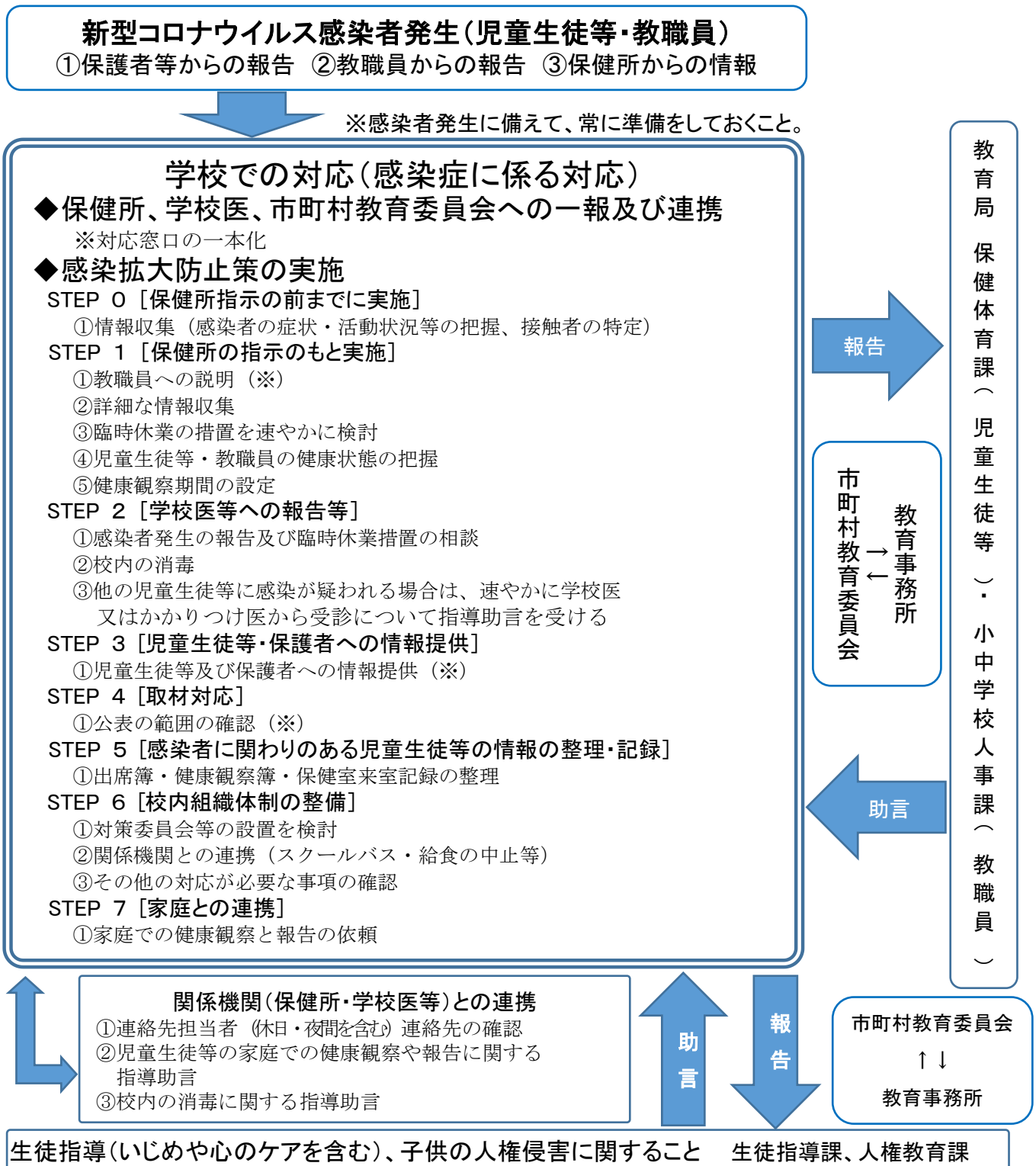
¹² 令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」問5参照

VI 感染者が判明、または濃厚接触者が特定された場合の対応について

1 新型コロナウイルス感染者発生時の対応

新型コロナウイルス感染者発生時の対応(市町村立学校)

教育局県立学校部保健体育課 R2/5/22



2 臨時休業を検討する際の判断要件

- ・ 感染者の学校内における活動の態様
- ・ 接触者の多寡
- ・ 地域における感染拡大の状況
- ・ 感染経路の明否 等

※新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくるなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難である。

(参考)「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」

3 濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）

児童生徒及び教職員の同居の家族の中に感染者がいるなど、当該児童生徒及び教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合、感染の有無が明らかになる又は、保健所から指示のあった健康観察期間が終了するまでの間、休ませる。

健康観察カード（児童生徒用）

学校名		年 組		番 氏 名	
月/日	/	/	/	/	/
曜日	月	水	木	土	日
体温	朝	夕	朝	夕	朝
	℃	℃	℃	℃	℃
せき	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
息苦し	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
その他					
頭痛	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
関節筋肉痛	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
だるさ	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
その他					
備考					
※	登校前に必ず検温・健康観察を行い、症状がある場合は登校せず、休養してください。				
※	症状があり不安な場合は、必要に応じてかかりつけ医又は「帰国者・接触者相談センター」等に電話などで相談してください。				
※	家族に体調不良者がいる場合には、備考欄にその旨を記入してください。				

健康観察カード（教員用）

年 組

	曜日	月				火				水				木				金				土			
	月/日	/				/				/				/				/							
	氏名	発熱	呼吸器	倦怠感	家族	発熱	呼吸器	倦怠感	家族	発熱	呼吸器	倦怠感	家族	発熱	呼吸器	倦怠感	家族	発熱	呼吸器	倦怠感	家族	発熱	呼吸器	倦怠感	家族
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									
16																									
17																									
18																									
19																									
20																									
21																									
22																									
23																									
24																									
25																									
26																									
27																									
28																									
29																									
30																									
31																									
32																									
33																									
34																									
35																									
36																									
37																									
38																									
39																									
40																									

記入例 ○：症状がなく問題ない △：症状はあるが問題ない ×：下校対象